

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：27101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730532

研究課題名(和文) 犯罪加害者家族に関する総合的研究：心理・社会的支援の必要性と可能性

研究課題名(英文) The Comprehensive Study for Offenders' Families-Necessities and Possibilities of Support

研究代表者

深谷 裕 (Fukaya, Hiroi)

北九州市立大学・基盤教育センター・准教授

研究者番号：60435732

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、犯罪加害者家族の心理的・社会的状況を理解し、支援の必要性と可能性を検討した。加害者の親と配偶者を中心にインタビューを実施した。加害者本人との続柄の相違による経験の多様性、罪状による家族の経験の相違、地域差、被害者が家族内にいる場合の心理的負担、子の存在等が語られた。加害者家族に対する支援の仕組み作りに向けて、香港の団体への聞き取り調査を行ったが、家族観や犯罪観、制度の相違が家族の経験にもたらす影響が大きく、それらの要因との関連性についてはさらなる考察が必要である。加害者を親にもつ子どもの実態について検討を進めた。告知の方法やタイミングに関するガイドラインの必要性が示唆された。

研究成果の概要(英文)：The purposes of this research were to understand psychosocial issues of offenders' relatives, as well as to identify needs of support for them. 16 families were interviewed mainly offenders' mothers and spouses. It was found that their experiences were various depending on relationships with the offenders, area, charged offenses, victims and so on. They also talked about support from their children. In order to build support systems in Japan, the researcher visited one of the major support organizations in Hong Kong. It was identified that influences of not only differences of systems but also of views about families and crime should be considered. Also, guidelines should be made in order to care for children whose relatives became offenders. The issues about those children should be considered further.

研究分野：司法福祉

キーワード：家族 加害者 犯罪 刑事事件 児童福祉 インタビュー グラウンデッド・セオリー・アプローチ
国際情報交換

1. 研究開始当初の背景

触法精神障害者家族に関する研究結果は、犯罪被害者だけでなく加害者家族も、事件によって強いショックを受け、心理的・社会的支援が必要となること、そして専門家や類似の経験をした者からの支えにより、家族の孤立化が回避されることを示唆している。実際、触法精神障害者家族に限って言えば、医療観察法のいくつかの指定入院医療機関が、家族に対する支援の重要性を再認識し、家族相談会などの家族支援を、積極的に実施し始めている。

一方、精神障害者による犯罪ではない、いわゆる一般の犯罪加害者の家族の場合もまた、心理的・社会的支援が必要であることが推察されるのだが、適切な支援が提供されていないのが実情である。日本においては、犯罪に対する社会的非難は、加害行為を行った本人のみならず、犯罪とは直接関係のない家族にまで及ぶことが多く、最悪のケースでは家族が自殺に追い込まれることもある。また、殺人の場合、加害者と被害者の関係は、半数以上が配偶者や子、父母などの身内という統計データがあり(河合,2009)、家族が、加害者の家族であると同時に、被害者の家族でもある可能性が高い。さらに、一般の犯罪加害者家族の場合は、「病気だから仕方がなかった」と考え安寧を取り戻すことは困難である。これらの理由から、一般の犯罪加害者家族は、過重な心理的・社会的負担を抱えると推測されるのである。実際、20年以上前の研究ではあるが、佐藤(1989)は、犯罪加害者家族が社会的なスティグマを感じていることや、心理的負担を感じていることを指摘している。しかし、佐藤の研究も含め、これまでの犯罪加害者家族研究においては、加害者家族を「犯罪原因」あるいは「犯罪抑止要因」と捉えることはあっても(cf.岡邊他,2005)、支援対象として捉える視点に欠けており、彼らの詳細な心理的・社会的負担を明らかにする研究は実施されてこなかった。そのため、加害者家族が何を必要としているのか、そして、具体的にどのような関わり方をするのが適切なかが明らかになっていない。それだけでなく、触法精神障害者家族の場合とは異なり、一般の犯罪加害者家族の場合は、ニーズのある家族を保健、福祉、心理といった領域の専門職者やサービス提供機関とつなげていく仕組みが社会の中に十分に整っておらず、必要に応じて心理的・社会的サポートを提供することが困難な状況にある。

2. 研究の目的

本研究では、一般の犯罪加害者家族に対する適切な支援の確立のためには、支援対象者として家族をとらえ、彼らが直面する心理的・社会的課題を明らかにすることである。また、加害者家族を適切な支援につなげる仕組みを構築するために、実際にどのような仕組みのもと、いかにして支援を提供していく

ことが可能なのか、その方法や手段についても検討していく。

3. 研究の方法

成人の犯罪加害者(児童虐待を含む家庭内暴力事犯、覚せい剤事犯等は除く)の家族が置かれている心理・社会的状況を理解し、彼らに対する社会的支援の必要性と可能性を検討するために、本研究計画では、次の二つの調査を並行して行った。

(1) 犯罪により、加害者家族の生活がどのように変化し、それをどのように受け止めているのかについて、ライフストーリー・インタビューにより明らかにすること。対象者として想定したのは、たとえば殺人、殺人未遂、放火、窃盗、強姦、強制わいせつなどの罪を犯した者の家族である。対象者の基準は、一般の犯罪加害者の家族であること(本研究では血縁関係のある両親及び兄弟姉妹、配偶者、成人した子とする)、家族への介入が積極的に行われつつある犯罪領域(具体的には、少年事件や、児童虐待を含む家庭内暴力事犯、覚せい剤やアルコール事犯等)ではないこと、判決が確定していること、インタビューの実施にあたって、口頭及び書面での説明と同意を得ていること、成人であること、である。ただ、実際は上記条件をクリアしない家族も含まれた。

対象者の紹介及び選定については、NPO 法人ワールドオープンハート(WOH)の協力を得た。WOHは、2010年より犯罪加害者家族支援を開始した団体である。

16件について調査者が、90分程度の個別インタビューを行った。場所は、定期的に家族会が行われている場所か、貸会議室等である。会話は対象者の理解を得てICレコーダーに記録した。面接終了後、参加者には謝礼を支払った。

本研究で採用したライフストーリー・インタビューは、心理学、社会学、人類学、歴史学などのさまざまな学問領域で広く活用されてきた質的面接法の一つであり、個人の主観的な観点からの経験や意味付けや人生の様相を捉えるという点で特徴的なインタビュー法である(Atkinson, R, 1998)。語り手の発話を阻害しないように配慮しつつ、比較的自由な会話に基づくインタビューが行われるが、まず自分の人生全般について自由に語ってもらい、次に事件とその後の裁判等に焦点を当て、その時の気持ちや意味付け、そしてそれが本人の人生全体の中でどのように位置づけられるのかを尋ねていった。

(2) 諸外国で犯罪加害者家族支援を行っているNPO団体等への聞き取り調査を実施すること。具体的には加害者支援団体があり、アジア文化の特徴を持つ香港を選定した。

4. 研究成果

(1) について、研究期間に加害者の親お

よび配偶者を中心に、全 16 件のインタビューを実施した。これらのインタビューを通して、加害者家族の心理社会的状況を浮き彫りにすることができた。

具体的には、加害者本人との続柄の相違による経験の多様性、罪状による家族の経験の相違、家族の居住地による差異、被害者が家族内にいる場合の心理的負担、支えとなる子どもの存在等である。加害者家族として支援を求める者の多くは女性であり、女性性に付与されている社会的規範からの検討および女性福祉からの支援が有効であることが示唆された。事件を理由に自殺を考えるケースも見られるため、二次被害を生み出さないための配慮が必要となる。

以下では、配偶者に対する調査結果についてまとめておく。本調査では、6名の配偶者（いずれも女性）たちに対するインタビューを分析した結果、時間軸に沿って「不信感の発露（事件発覚直前）」、「緊張と喪失（事件発覚直後・逮捕）」、「迷いと決断（捜査～裁判中）」、「振り返りと気づき（結審前～結審直後）」、「不安と希望（結審前～結審直後）」、「課題の継続（結審後の生活）」という6つの現象が浮上してきた。そこで、これらの現象の関連図をもとに、時間軸による一つのストーリーラインを作成した。これらの作業を行うなかで、配偶者たち（以下、女性たちあるいは彼女たちという）の経験を語るうえでのテーマとして妻や母という「女性としての役割」が浮上してきた。

女性たちの意識は、必ずしも無限の過去から無限の未来へと直線的に一方的に流れていくわけではない。むしろ、過去への振り返りと未来への前進を振り返りのように繰り返しながら、次第に未来へと意識を向けていく。このような時間的経過をたどりながら、彼女たちは自らの妻や母という女性としての役割をめぐって揺れ動くことになる。以下は、夫が犯罪を行った女性たちの経験を表現したストーリーラインである。

事件が発覚するまでは、自分たちは、どこにでもある平凡で普通の家族であると感じていた。とはいえ、実際は事件発覚直前には夫の行動や態度に違和感を感じ、不信感や疑惑が沸き起こってはいた女性もいる。しかし彼女たちは、平穏な暮らしを壊したくないという気持ちから、それに触れずに過ごしていた。しかし事件発覚により、平穏な暮らしが壊されることになる。マスコミ報道や警察による聞き込みにより近隣関係が悪化し、住み慣れた地域から一時的に離れざるをえなかったり、子どもの学校や職場等への対応、婚姻関係の対処等、急遽さまざまな対応が迫られることになり、強い緊張感と喪失感を体験する。本格的な捜査が開始し、裁判が始まると、暫定的に対処あるいは先送りしていたこれらの事柄に対し、迷いつつも決断を下していく。女性たちにとっての大きな問題の一つが、子

どもへの対応である。父親に会わせるべきか告知すべきか、母親としての役割が問われる。また同時に、弁護士とのやり取りや情状証人としての裁判への出席といった加害者の妻としての役割も求められる。

結審までは強い不安を感じていることが多いが、結審後は一時的ではあるが心理的な落ち着きを取り戻せるようになる。この一時的な心理的安定には、気持ちの安定化に向けた独自の取り組みや、生活問題の漸進的解決が大きく影響している。さらに、自らの生い立ちを振り返ったり、事件や家族の意味を問い直すことを通して、新たな気づきが得られることもある。

夫が服役した場合は、夫との物理的距離ができるために夫との関係性についての不安は少ないが、執行猶予判決等で同居をするようになった場合は、希望していた夫婦関係や生活スタイルと現実とのギャップの大きさや、さまざまな不安要因の存在により、しばしば不安定な心理状況が再燃される。このような経験は刑務所から出所し同居することになった場合にも該当する。

結審後数年を経ても、女性たちの心理状況は揺れ動き続ける。その変化に影響を及ぼす因子は、子どもの状況、生活問題の状況、他者からの支えの有無等である。

このストーリーが示すように、女性たちの心理状況は判決が出て数年経っても、子どもの状況や夫との関係性に影響され、揺れ動き続ける。また服役開始後であっても、自らの生い立ちを振り返ったり、事件や家族の意味を問い直すうえで、事件前を振り返ることも多い。したがって、常に未来に向けて意識付けされているわけではなく、過去を振り返りつつも螺旋的かつ漸進的に未来に向けて意識付けされていくものと理解するのが妥当である。

6つの現象の中で、たとえば「緊張と喪失」は事件発覚直後や逮捕前後に加害者の配偶者らにみられる現象である。この段階では、女性たちは状況がよく理解できないまま、極めて強い緊張感を感じつつ、次から次へと対応行動を迫られる。したがってこの現象でみられる行動は、必ずしも熟慮を重ねた上での対応というわけではなく、その場しのぎの性質であることも多い。また、怒りや自責の気持ちが沸き上がるのは、もう少し後であり、この時期の自分の精神状態を「ただ真っ白な状態」で「よく覚えていない」と振り返る女性も少なくない。

当該現象は、事件への対応行動、情報収集、親族や姻族への相談、家族支援とのつながり、警察との関わりが主な構成内容になっている。つまり事件発覚直後や逮捕前後に家族が経験する事柄はおおきく、これらの3つに関わることということが出来る。

(2)本研究では、犯罪加害者家族に対する支援の仕組み作りに向けて、諸外国で犯罪加害者家族支援を行っている民間団体への聞き取り調査を行うことも目的としてあった。

香港の民間団体を訪問したが、家族観や犯罪観、制度の相違が家族の経験にもたらす影響が大きく、それらの要因との関連性についてはさらに考察を深める必要がある。

オーストラリアなどでは、出所予定者や出所者、加害者家族や友人等に向けて、さまざまな情報提供を行っている。電話や面接による情報提供もあるが、パンフレットの配布も積極的に行っている。言うまでもなく、カウンセリングや研修の際に情報が提供される場合もある。また、裁判時にボランティアが同行し、裁判所の仕組みや利用可能な社会資源等について伝えることもある。シドニーの裁判所には救世軍のスタッフが常駐しており、加害者側・被害者側の区別なく裁判所を訪れた人に情報提供をしたり、心理的なケアを行っている。提供している情報は、刑事司法関連手続き、刑務所システム、面会の仕組み、出所に向けた準備(住まいや就職先、経済的支援などの社会資源)、子どもの心理的問題と対応、加害者家族が使える地域の社会資源、支援組織が提供しているプログラムの詳細等、多岐にわたる。家族にとって、とくに逮捕や勾留、裁判、受刑といった一連の手続きは未知の経験であり、事件の衝撃に加え、これらの手続きに関する情報の不足が家族の精神的負担を重くする。したがって、情報提供は支援の中核に据えられる。今回伺ったいずれの組織も、裁判所、刑務所、保護観察所、学校など多様な組織と連携しており、これらの公的機関の協力を得ながら、情報を必要としている人の元に、適切な情報が届くよう配慮していた。

公的機関は民間団体の活動を高く評価し、積極的に協力していこうとする姿勢がうかがえる。民間団体の連絡先が、公的機関が提供する情報の中に含まれていることも、このような姿勢の一つの表れといえる。

これらの活動に比べると、香港の活動団体は数も少なく、英国と中国の、つまりアジア文化と欧米文化の入り交じった複雑な家族観の中での支援となり、従来の閉じられた家族内での対応が多く、介入も必ずしも容易ではないが、当事者による支援があるなど一歩進んだ取り組みもみられていた。

(1)(2)を進める中で、加害者を親にもつ子どもの実態について検討を進める必要性が浮き彫りになった。児童虐待の有無や母親の養育能力等によっても児童の抱える問題は異なるため、刑事事件手続きや服役の影響のみを限定して考察することは困難である。とはいえ、事件について知らされていない事例もあり、告知の方法やタイミングについては一定のガイドラインの必要性も示唆された。これまで受刑者の子どもたちが抱

える問題については見過ごされており、本研究により児童福祉における新たな視点を提起することができた。このような子どもたちに対するスクール・ソーシャルワーカー等による介入の可能性と、司法・教育・福祉領域の連携の必要性が明らかになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

深谷裕、配偶者が犯罪加害者となった女性たちの心理社会的経験—緊張と喪失、都市政策研究所紀要、第9号、2015、35-49. 査読無

〔学会発表〕(計1件)

深谷裕「加害者家族に関する質的研究 ナラティブの多様性」第39回日本犯罪社会学会2012年10月27~28日、一橋大学

〔図書〕(計1件)

深谷裕(共著)「第4章福祉的アプローチ」54-68頁.阿部恭子・草場裕之監修『加害者家族支援の理論と実践 家族の回復と加害者の更生に向けて』2015年3月現代人文社、全204頁.

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

深谷 裕(FUKAYA, Hiroi)

北九州市立大学基盤教育センター・准教授
研究者番号：60435732